

第18回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年12月26日(月)午後2時00分～午後2時46分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員
(農業委員)

1番 太田香代子	2番 廣瀬博一	3番 伊崎美代子	4番 木下勝徳
6番 植木健太郎	7番 楠田耕三	8番 平 光正	9番 中野裕二
10番 本多利任	12番 山崎伸吾	13番 寺田健蔵	14番 水田 勇
15番 中村修治	会長 中川繁憲		

(農地利用最適化推進委員)

21番 野原重光	22番 中山秀樹	23番 田中八郎	24番 本多正敬
25番 増田孝徳	26番 北岡新市	27番 内田一郎	29番 神崎好史
30番 中村康弘	31番 石橋浩昭	32番 石橋浩昭	33番 山口俊一
34番 松尾和昭	37番 原田久也	38番 岡田裕弥	39番 浅田修弘
41番 三宅東英	42番 本多晋介	44番 山本敏晴	45番 宮崎陽一
46番 相良栄一郎	47番 本田勝彦	48番 飛永敏博	

4 欠席委員
(農業委員)

5番 小川一英	11番 山下勝也	16番 金子初夫	17番 馬場正国
---------	----------	----------	----------

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久	20番 田中芳邦	28番 末吉秀明	35番 寺田俊秀
36番 末續公德	40番 柴内成世	43番 宮崎 努	

5 議事録署名委員 1番 太田香代子 2番 廣瀬博一

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 山口朋子

[日 程]

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第77号 農用地利用集積計画の決定について
議案第78号 空き家に附属した農地の指定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局（〇〇） それでは、ただいまから第18回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、5番小川委員、11番山下委員、16番金子委員、17番馬場委員、19番吉岡推進委員、20番田中推進委員、28番末吉推進委員、35番寺田推進委員、36番末續推進委員、40番柴内推進委員から欠席の報告があつております。まだ出席されていない推進委員の方もおられますが、出席農業委員数は14名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めて、こんにちは。

本日は、第18回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には年末の大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

今年も残すところあと数日となり、今年最後の総会となります。

これまで農地等の許可申請に係る調査や暑い中の農地利用状況の調査、農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大など、様々な活動に対して委員の皆様には積極的に取り組んでいただき、感謝を申し上げます。

さて、5月に農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日より施行されることになりました。

この法律により、農地法の下限面積要件が撤廃されることとなっております。実務上は、今後の改正される通知、農地法関係事務に関する処理基準に基づくものと思っております。

また、農地パトロールで遊休農地と判断され、遊休農地の所有者に対する利用意向調査を郵送するように準備をしております。遊休農地の所有者の方からお尋ねがあった場合は、今後その遊休農地をどのようにしたいかの意向を調査票に記載して返送するように指導をお願いしております。その際に、中間管理機構に貸したいと選択していただけるようお願いいたします。

農業者年金加入推進では、11月1日から12月23日を前期、1月15日から2月末までを後期の農業者年金加入推進強化月間と定め、各地区においても年金推進に取り組んでいただいております。本年度の加入目標は25人ですが、全委員が取り組み、加入目標を達成できますよう、また、新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら推進となりますようよろしくお願いいたします。

それでは、事務局長から農業委員19名中、出席委員現在14名との報告があり、総会に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に1番太田委員、2番廣瀬委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について** 番号1より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、私から、議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請書について説明いたします。2ページから4ページになります。

今月は、売買が2件3,926平米、贈与が1件の1,109平米となっております。

それでは、議案を朗読させていただきます。2ページをお願いします。

（議案第75号 番号1～3を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま
す。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさい
ということになっております。まず、1番の案件ですが、空き家に付随した農地として指定し
ている農地で、住所は南有馬、所在は南有馬ですが、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。
〇〇番の〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 異議ないです。

議 長 よろしいですか。

議 長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。番号1は、川崎市に今現在お住まいですけれども、農作業をされ
るときは、空き家に住んで農作業をされるということでしょうか。

議 長 事務局、どうぞ。

事務局(〇〇) 1番と2番につきまして説明いたします。1番の南有馬町の案件ですけれども、こ
ちらにつきましては、来年の2月から3月頃にこちらに来られて、空き家のほうに在住する
ということになります。ですので、その後の就農、農業をされていくということになります。

2番の口之津の案件につきましては、1月20日前後頃にこちらに来られて、住まれて、営
農されるということで聞いております。以上です。

議 長 よろしいですか。

(「はい」との声)

議 長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。2番の件ですけれども、この〇〇は、作業日数予定が175日。
それで、今の2番目の方は270日ですかね。1人でされるのであれば、そうかと思うんです
けれども、1番の方は2,000平米以上を1人でされるということで、年に半分しか農作業
をしない。これ、販売についてはどういうふうになっているのかというのを、そのことを事務
局はお聞きされたのでしょうか。

議 長 事務局、いかがですか。

事務局(〇〇) 1番の〇〇さんにつきましては、175日になっていますけれども、この方、今現
在も会社員でありまして、こちらに今度住まれて、今、リモートとかでできるんですけれど
も、会社員をしながら農業もするというで聞いております。あと、労働力につきましては、こ
の方、ご家族ではないのですけれども、一緒にパートナーみたいな方がいらっしゃって、その
方と一緒に移るということですので、基本は2人でされるということです。販売につきましては
は、ネットとかそういったところで販売をしたいというように考えているようです。

ちなみに、2番の方も、こちらに来られて基本は農業をされるということです。あと、販売
につきましても、こちらにネットとかそういったことを含めて考えていらっしゃるということ
でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい。ありがとうございます」との声)

議 長 1番に関して審議を行う、南有馬の案件ですけれども、南有馬の推進委員さん、ご意見あり

ませんか。よろしいでしょうか。

(「ありません」との声)

儀 長 1 番に対して、意見はほかにありませんか。

ないようでしたら、2 番の所在地口之津になっていますけれども、口之津の委員さん、何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。前回も出た案件なのですが、畑等もかなり狭くて、刈払い機でやったらできるのかなというぐらいの面積だと思っております。しかし、本人さんを自分たちは知らないですから、移住してきて、それだけやろうと思われるのであれば、多分、前回もクリアしておりますのでいいのではないかと考えております。以上です。

議 長 ありがとうございます。

ほかの適正化推進委員さん方のご意見等ありませんか。

この方も新規就農という形で入植される予定なのでしょうか。

事務局(〇〇) 新規就農という形で農林課のしている事業で入ってくるかどうかというのは、ちょっとそこまでは、今、考えてらっしゃらないみたいですが、ただ、そういったところについても、一応ご案内は、一度来られたので、そのときにお話はしております。

議 長 若い人でありますので、できるだけこういうところに入ってきて、ほかのところまで頑張っていたらと思っております。

次に、3 番について、これも土地の所在地口之津ですけれども、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これは島原の方で、私は存じておりません。委員さんとか推進委員さんの中でご存じの方がいらっしゃれば、コメントいただければと思います。

議 長 この〇〇さんはですね。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。多分、島原市の〇〇ではないかと思っております。繁殖と肥育の関係をしていられる方だと私は認識しております。

議 長 ありがとうございます。〇〇番〇〇委員さんの言われているとおり、島原市の〇〇をされておりまして、県農業経営改善ネットワークの〇〇でもありますし、県農業会議の常設審議委員でもありますので、しっかり農業をされたい方です。よろしいでしょうか。

全体として、何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 よろしいですか。申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第76号 農地法第5条の規定によります許可申請について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

番号1、西有家町の〇〇から西有家町の株式会社〇〇へ、土地、西有家町〇〇、地目、田、地積が1, 530平米となっております。転用の目的は倉庫。そうめん製造販売業を行って

りますが、規模拡大に伴い倉庫が狭くなったため、新たに倉庫を建築したいということでございます。権利の内容につきましては、売買による所有権移転、時期につきましては許可あり次第、期間は永久年となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われま。倉庫、鉄骨造平屋建ての建築面積は786.9平米です。最高0.6mの盛土をし、整地を行います。コンクリート舗装を実施されるということでございます。北側と南側の水路に接する部分につきましては、高さ0.2mほどの擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。雨水につきましては、説明いたしました隣接の水路へ放流予定となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては、自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。12月22日の午前9時頃に、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名と見てまいりました。場所は、南島原市役所から海の方です。〇〇方面に下って、画面上では体育館があります。地図ではテニスコートとなっておりますけれども、このテニスコートのところが、今、体育館になっておりますので、その南東側、南側になります。全て素麺倉庫に囲まれたところでありまして、大きい建物なので、雨水も心配されるところでありますけれども、隣接している水路が結構容量も多くて、十分に対応できる水路であります。何ら問題ないと感じて見ました。〇〇委員さんが〇〇に、周りの倉庫の持ち主に、やはり一言ここに建設しますよということは早めに言っただけと提案をされておりました。〇〇さんもそれは分かりましたということで。建物の影を打つことはあまりないと思うのですけれども、やはりいきなり工事を進めたら気分を害される方もいらっしゃるかと思いますので、早めに処理をしたほうがいいのではないですかというふうに〇〇委員におっしゃられておりました。何ら問題ないと感じてまいりました。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど言われたように、〇〇委員が言われたように、何ら問題はないと思われました。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、6ページをお願いいたします。

番号2、南有馬町の〇〇から南有馬町の株式会社〇〇へ、南有馬町〇〇、地目が畑、地積が1,368平米となっております。転用の目的につきましては、事業用倉庫及び駐車場となっております。事業用の倉庫を建築し、事業用及び従業員用の駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては、売買による所有権移転、時期については許可あり次第、期間は永年となっております。

本案件の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生

産性の低い農地に該当いたしますので、第2種農地と思われま。事業用倉庫及び駐車場の面積の合計は1,368平米です。最高0.8m盛土、最高1m切土し、整地して、碎石舗装をし、土留め工事を行い、土砂の流出等を防ぎます。事業用倉庫は、鉄骨造平屋建ての建築面積84平米となっております。駐車場は、従業員用が4台、事業用乗用車が3台、軽トラックが3台、3tダンプが2台の合計12台分を確保しております。雨水につきましては自然流下で、多いときには東側の道路側溝へ放流し、最終的には南側の県道山口南有馬線の道路側溝に入っていく形になります。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。12月22日、10時頃から、事務局3名、〇〇委員、〇〇委員、私の6名で見てまいりました。現場は、国道251号線の南有馬町砂原というところから入ります。申請地のすぐ右側にも道路があって、十字路になっていまして、そこの向かいの左側が申請地です。それで、大きい道路と先に入っている道路側、それと左側のほうに、上のほうに民家がありますが、そちらのほうにも水路がありまして、3面に水路がありますので、雨水等の心配はないと見てまいりました。それと、建物が建つようになっていて、高さが4mということで、若干高さの差も民家とありまして、その辺の影響もないのではないかと考えております。それと、その民家の方の了承はもう得ているということでした。何ら問題ないと見てまいりました。皆さんのご審議、よろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の言われたとおり、第2種農地で、隣接する農地もなく、盛土など対策をされるということで、何ら問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第77号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第77号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規5件、4万106平米、再設定が17件、2万5,996平米の計22件の6万6,102平米となっております。使用貸借権は、新規が2件、5,009平米、再設定が4件の7,524平米の合計6件、面積が1万2,533平米となっております。所有権移転につきましては、売買が3件、6,825平米、贈与が1件の723平米の合計4件、7,548平米となっております。中間管理事業(一括方式分)につきましては、新規の賃貸借権のみ6件の9,163平米となっております。

それぞれにつきましては、個別案件につきましては朗読いたします。なお、再設定及び一括方式につきましては、朗読を割愛させていただきます。

それでは、7ページです。

(議案第77号 賃貸借権 番号1~5新規設定、使用貸借権 番号23~24新規設定、

所有権 番号29～32を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところでありますが、10ページの番号13については出席委員に係る案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

次に、番号13について審議したいと思しますので、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号13について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 ご意見がありませんので、議案第77号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

その中で、14ページの一括方式で、多分これは布津の方の案件でありましようけれども、みんな雲仙市の方が受け手になっておりますので、できればこの前からも〇〇が申し出ており、地元の方が受け手になれるように、皆さんもそういう方がおられれば、ぜひ雲仙市より地元の方をお願いできればと思っております。そういった、これ、たばこをやめられた方なのでしょか。どうでしょうか。布津の案件ですけれども。〇〇番〇〇委員、どうですか、このところ。

議長 14ページの33から38番までですね。

〇〇番〇〇委員 33番の件は私も承知してないのですけれども、36番から38番は、元市役所職員の方ですね。昔はたばこを作付けされていた方ですね。

議長 これ、たばこをやめられた農地。

〇〇番〇〇委員 昔はたばこだったと思います。この今出している、載っている氏名の方はもう息子さんと、元市役所職員。その方については承知しています。

議長 布津所在地の農地全部、南串山の方が受け手となっていらっしゃいますので、できれば、地元の方が受け手となれるように、適正化推進委員の方もそういう活動をお願いしたいと思っております。以上です。

次に、議案第78号 空き家に附属した農地の指定について 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第78号 空き家に附属した農地の指定について説明いたします。

15ページをお願いいたします。

原則として、農地法第3条の許可をするために、本市では、町ごとに30aから50aまで

の下限面積を設定しております。南島原市におきましては、定住促進と遊休農地の解消を目的に、去る令和3年4月1日付で南島原市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準を定めております。市が運営する南島原市空き家情報（空き家バンク）に登録のある空き家の所有者が所有している農地について、空き家を取得するときに限って農地法第3条の許可を認めるために、農業委員会として農地を空き家に附属した農地に指定するものです。

それでは、案件について朗読いたします。

15ページです。

番号1、長崎市の〇〇さん、土地、南有馬町〇〇、地目、畑、面積が775平米です。空き家バンクの所在地、南有馬町〇〇、空き家バンクに登録された日が令和4年10月25日となっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。12月22日の10時20分ぐらいから、事務局3名、〇〇委員、〇〇委員、私の6名で見てまいりました。現地は、〇〇のところから旧道に入りまして、七、八百mはないですかね。道路端ではありますが、急斜面の崖の上になります。見たところ、農地として使えるのは、2aぐらいは使えるかなという感じで見てまいりました。現地は、葛とセイダカアワダチソウがあり、まだ木が混じっていませんでしたので、それをちゃんと管理すると2aぐらいは畑になるかなと見てまいりました。今、まだ農地は売買にはなっていないということでしたので、先々その空き家に入られる方がそれを買われるのかどうか分かりませんが、以上、今報告した状態で見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告でしたが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の言われたとおり、ここは見た限り使える農地は2aぐらいだったと思います。まだ家を買われた方が買うかどうかまだ決まっていないことですが、地主さんの意向で農地指定できないかということです、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 利用できる農地が2a程度じゃないかということですが、利用集積には多分無理だろうというのがありますけれども。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、原案どおり決定することでもいいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、原案どおり空き家に付随する農地に指定することに決定いたします。

次に、16ページ、農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。